

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱

(平成 14 年 3 月 28 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図る障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの調達について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 2 号に規定する身体障害者及び同条第 4 号に規定する知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

2 この要綱において「障害者雇用促進企業」とは、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 4 条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次の各号のいずれかにも該当するものとして、市長の登録を受けた者をいう。

(1) 市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）であること

(2) 市内の事務所等の当該年度の初日の属する年の前年の各月の初日において雇用している障害者の数合計数が、市内の事務所等の当該年度の初日の属する年の前年の各月の初日において雇用している者の合計数に 100 分の 3.6 を乗じて得た数（その数に 1 人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）以上であること

3 この要綱において「障害者就労施設等」とは、市内において、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第 2 条第 4 項に規定する以下の施設等をいう。

(1) 障害者支援施設

(2) 地域活動支援センター

(3) 障害者福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

(4) 小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な助成を受けている施設をいう。）

(5) 特例子会社（障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所をいう。）

(6) 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所をいう。）

(7) 在宅就業障害者

(8) 在宅就業支援団体

4 この要綱において「物品等」とは、市が行う調達に係る物品及び公共工事に係る役務を除く役務をいう。

(障害者雇用促進企業の登録の申請)

第 3 条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書に障害

者雇用状況計算書を添えて、市長に対し申請するものとする。

(障害者雇用促進企業の登録等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、その結果当該申請者が障害者雇用促進企業に適合するときは、障害者雇用促進企業の登録を行うとともにその旨を障害者雇用促進企業審査結果通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、当該申請者が障害者雇用促進企業に適合しないと認めるときは、理由を付してその旨を障害者雇用促進企業審査結果通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項により登録した障害者雇用促進企業について、障害者雇用促進企業名簿を作成するものとする。

4 市長は、第1項で登録した障害者雇用促進企業について申請書に記載された事項に虚偽の内容があり障害者雇用促進企業に適合しないことが明らかとなった場合には、当該障害者雇用促進企業に係る登録を取り消すものとする。

(障害者雇用促進企業の登録の有効期間)

第5条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、前条第1項の規定による登録が行われた日（以下「登録日」という。）の属する年の4月1日から登録日の属する年度の3月31日までの1年間とする。ただし、登録日が4月1日以後の日である場合には、登録日から登録日の属する年度の3月31日までの間とする。

(随意契約における優先発注)

第6条 市長は、随意契約により物品等を調達する場合で、かつ当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合には、次に掲げるところにより障害者雇用促進企業と契約を締結するよう努めるものとする。

(1) 2人以上の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業に登録された者を優先的に選定して見積書を徴すること

(2) 1人の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業に登録された者から見積書を徴する機会を多く設定すること

(指名競争入札における優先指名)

第7条 市長は、指名競争入札により物品等を調達しようとするときは、障害者雇用促進企業を優先して指名するよう努めるものとする。

(障害者就労施設等が供給できる物品等の調達)

第8条 市長は、障害者就労施設等に関する情報を収集し、物品等の調達をすることが可能な障害者就労施設等及びその調達することができる物品等について記載した障害者就労施設等名簿を作成するものとする。

2 市長は、物品等を調達する場合で、かつ、当該契約が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合には、障害者就労施設等との随意契約により物品等の調達をするよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（令和3年12月14日改正）

この改正は、令和4年1月1日から実施する。